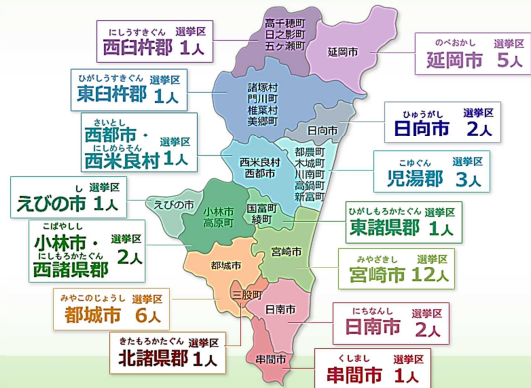


この春に引っ越し された方へ

～県議会議員選挙関係～

議員の定数と選挙区

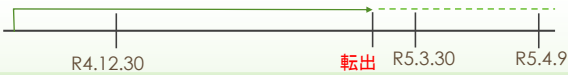
県議会議員選挙は14の選挙区からなり、
合計39人を選出します。



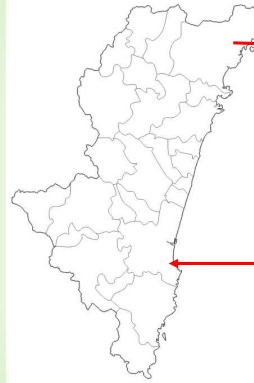
選挙人名簿について

- 選挙人名簿は市町村で作成され、登録日時点で引き続き3か月以上その市町村に居住する人が登録されます。
- 今回の県議会議員選挙では、令和5年3月30日に、選挙人名簿登録されます。
- 県議会議員選挙で投票するには、県内のいずれかの市町村の名簿に登録される必要があります。

登録日時点で、転出から4か月経っていない人も登録されます。
(県外へ転出した場合は、登録されても投票できません。)



県内における転居の場合



- 延岡市から宮崎市に引っ越した場合

延岡市に戻って投票するか、延岡市から投票用紙を取り寄せて、宮崎市で不在者投票をします。

この場合、延岡市選挙区の投票を行います。

県外からの転居の場合



今回の県議会議員選挙では投票できません。

不在者投票の方法は？

具体的な請求等の手続きは、名簿登録地の市町村選挙管理委員会にお尋ねください。(早めの請求をお願いします。)



- マイナポータルで請求できる市町村もあります。
- 請求先は、前に住んでいた市町村です。

- 届いた封筒等は、「開かず」持って行きます。

- 投票するのは、前の住所地の選挙区の選挙です。
- 投票場所は市町村選挙管理委員会へお尋ねください。